

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	有料新聞記事のダウンロード代金 (4月分)		
年月日	令和4年 4月 6日～	年 月 日	金額 3,500円

目的	有料の新聞記事のダウンロード
使途	記事の購読のため
政務活動・ 県政との 関連性	議会活動の参考とするため
<<領収書貼付枠>>  別紙参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,500 円	/	3,500 円
		100 %	

AE からの領収書 (領収書番号 2165-9225)

1 件のメッセージ

AE <invoice+statements@ximera.com>

2022年4月6日 14:49

返信先: AE <ae\_support@ximera.com>

To: y-kon@xb4.so-net.ne.jp

AE

AEからの領収書

**¥ 3,500**

お支払い日: 2022年4月6日

↓ 請求書をダウンロード ↓ 領収書をダウンロード

領収書番号

2165-9225

請求書番号

780B5C94-0005

お支払い方法

領収書番号 2165-9225

4月6日 ~ 2022/05/06

あなたの静岡新聞

¥ 3,500

数量 1

消費税 (10% 込み)

¥ 318

合計

¥ 3,500

お支払い金額

¥ 3,500

ご不明な点がございましたら、サポートサイト  
(<https://ximera.zendesk.com/hc/ja>) をご覧いただくか、メール

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日本下水文化研究会 会費		
年月日	令和4年 4月11日 ~ 年 月 日	金額	5,110円

会の趣旨・目的	共有財産である水が社会にもたらす恩恵を増進するため、水循環の健全性の向上・維持、水循環文化の普及啓発、継承を図るとともに、水循環管理に関するカンパンスの向上に資する活動を行い、公益の増進に寄与することを目的としている。
会の活動内容等	水循環の健全化に関する社会教育、調査研究、普及啓発、情報共有の推進・政策提言等。
政務活動・県政との関連性	会の目的、活動内容を県への提言等として活用する。

《領収書貼付枠》

事業年度：4月1日～翌年3月31日 (定款第42条)

会費：正会員5,000円 (定款付則7)

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001208	加入者名	特定非営利活動法人 水利文化研究会	金額	5000	依頼人	小長井由雄様	料金	110円	備考	現金払 (3357)
支店	1	支店	1	千	5	姓	小長	郵便番号	4420011	金額	110
支店	6	支店	6	百	0	名	井	郵便番号	04-04-11	金額	110
支店	4	支店	4	十	0	名	由	郵便番号	静岡県庁内	金額	110
支店	3	支店	3	元	0	名	雄	郵便番号	郵便局	金額	110
支店	2	支店	2	角	0	名	様	郵便番号		金額	110

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

※ 添付書類：(団体の会則)・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,110 円	100 %	5,110 円

## 入会申込書受領のお知らせならびに会費請求書

小長井由雄 様

このたびは、本会活動に賛同いただき誠にありがとうございました。入会申込書を受領いたしました。

これから、ご一緒に活動していけることを楽しみにしております。

つきましては、同封の振込用紙にて、下記の会費をお振込みいただきたくご案内させていただきます。

2022 年月 06 日

会員種別：正会員

会計年度：2022 年度

会費：5,000 円

(振込手数料が変わりました。ゆうちょ口座からの送金は無料ですが、現金の場合 110 円かかります)

特定非営利活動法人日本下水文化研究会\*

運営委員会代表 稲場紀久雄

TEL：03-5829-5843



\*東京都から名称変更等の認証を得るまではこの名称となります。

2022年3月23日

小長井由雄様

NPO 法人 日本下水文化研究会  
代表 稲場紀久雄

日本水循環文化研究協会へのご参加について  
(お願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、  
ご報告とお願いのため、一筆致します。

先ず、ご報告を申し上げます。

「水循環基本法を“動かす”国民運動協議会」(以下「動かす協」)を解散せざるを得ないことになりました。ご承知のように動かす協代表の■■■■先生が昨年5月26日逝去されました。享年94でした。

先生は、わが国の河川工学界が誇る学究でしたが、最期の最期まで日本の水の行方を心配された『水守』でした。先生は、水循環基本法制定活動の最初の最初から活動を指導されました。私達、先生と志を同じくする関係者は、先生のご遺志を継いで「水守」の活動を続けるにはどうすべきか、思案を重ねた末、「動かす協」を解散し、持続的に活動出来る新体制に移行した方が良いと言う結論に至りました。そこで、「動かす協」を解散し、新たに「日本水循環文化研究協会」を創設する決意を固めました。

貴灘におかれましては、先生のご遺志を継ぐためにも、何卒「日本水循環文化研究協会」(以下「水循環協」と書きます)へのご参加を何卒ご検討いただきたく、お願い申し上げます。

私が代表を務める NPO 法人 日本下水文化研究会(以下「文化研」)は、改組を巡ってこの3年間試行錯誤を繰り返して来ました。文化研は、水循環基本法制定過程の全てに亘って実務的活動を担って来ました。文化研は、今年1月22日臨時総会を開催し、水循環協への改組を決定しました。

水循環協は、■■■■先生のご遺志を継承し、数多くの市民団体と連携しつつ、健全な水循環の再生・維持のために息長く持続的に活動を続けたいと考えております。

貴殿には、同封の水循環協のパンフレット及び「会員募集のご案内」などをお読みいただき、「水循環協」にご参加下さいますよう衷心よりお願い致します。

敬具

## 水循環協の会員制度（抜粋）

水循環協の会員制度は以下のようになっています。賛助会員様は協賛をいただきながら議決権がありません。そこで、賛助会員に所属される個人が議決権など権限を有する特別会員として、参加していただく会員制度を設けました。一般の正会員と同等の権限を持ちながら、参加しやすい制度となっております。ぜひご活用ください。

会員種別	説明	年会費
賛助会員（NPO等市民団体）	本会の目的に賛同し、その達成に賛助協力する団体	10,000円
特別会員	賛助会員の団体に属する者で、本会の目的に賛同し、活動に協力する個人。正会員と同じくNPO法上の「社員」として議決権をもつ。	3,000円
正会員	本会の目的に賛同し、活動に協力する個人。NPO法上の「社員」として議決権をもつ。	5,000円

## 入会手続き

同封のパンフレットに、簡単に入会方法を説明しておりますが、本会ホームページ (<https://www.jca.apc.org/jade/>) に入会案内を掲載しております。ここから、入会申込書をダウンロードしていただき、必要事項の記入し、メール添付あるいは郵送で事務局へお送りください。なお、任意団体の場合は、NPO法人1団体あるいは本会正会員からの推薦を得てください。

振込口座をお知らせするか、会費振込用紙をお送りしますので、入会当該年度の会費をお支払いください。会費納入を確認させていただき、正式に会員となります。

## 問合せ先

〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1番 第3東ビル710号室

特定非営利活動法人 日本水循環文化研究協会（※東京都の認証を得るまでは日本下水文化研究会）

TEL：03-5829-5843、e-mail: jade@jca.apc.org

担当 XXXXXXXXXX

※ 本会では以下のイベントを企画しております。シンポジウムへの参加、研究発表会への投稿をご検討いただければ幸いです。

- 6月24日（金） 定例総会及び「第2回水循環基本法を“動かす”シンポジウム」
- 6月25日（土） 「第1回水循環文化研究発表会」

シンポジウム、研究発表会のプログラムについては、決まり次第ホームページ等でお伝えいたします。会場はいずれも新宿 NPO 協働推進センター (<https://snponet.net/>) です。

※ 第1回水循環文化研究発表会の論文を募集しています。応募要領、応募用紙、原稿作成要領などはホームページに掲載しております。

# 日本水循環文化研究協会定款（案）

## 第一章 総則

（名称）

第一条 この法人（以下「本会」という）は、特定非営利活動法人日本水循環文化研究協会という。

（事務所）

第二条 本会は、事務所を東京都千代田区神田平河町に置く。

（目的）

第三条 本会は、我々の共有財である水が社会にもたらす恵沢を増進するため、水循環の健全性の向上・維持、水循環文化の普及啓発、継承を図るとともに、水循環管理に関わるガバナンスの向上に資する活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 一 社会教育の推進を図る活動
- 二 まちづくりの推進を図る活動
- 三 環境の保全を図る活動
- 四 国際協力の活動
- 五 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動環境教育の推進を図る活動

（事業の種類）

第五条 本会は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 一 水循環の健全化に関する社会教育を推進する事業
- 二 水循環の健全化に関する調査研究、普及啓発、情報共有を推進する事業
- 三 水循環文化の普及啓発、継承に資する事業
- 四 水循環管理の向上に関わる政策提言
- 五 水インフラに関わる近代化遺産の文化財登録を推進する事業
- 六 開発途上地域での水と衛生に関わる国際協力事業
- 七 その他この法人の目的達成のために必要な事業

（支部）

第六条 本会は、地方において本会の事業を推進するため会員の要請に基づき地方支部を設けることが出来る。

- 2 支部の設置は、理事会の承諾を得なければならない。
- 3 支部の運営は、この定款に定めるもののほか当該支部規則に定めるところによる。
- 4 本会は、予算の範囲内で支部の活動に必要な経費の一部または全部を助成することが出来る。

## 第二章 会員

（会員）

第七条 本会の会員は、名誉会員、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員及び特別会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- 2 名誉会員は、本会の目的達成に功績のあった者で、別途に定める称号授与規定に従い、理事会が認定し、これを承諾した者とする。なお、個人正会員としてとどまることを妨げない。
- 3 正会員は本会の目的に賛同し、活動に協力する個人とする。
- 4 特別会員は、第5項に述べる賛助会員の団体に属する者で、本会の目的に賛同し、活動に協力する個人とする。
- 5 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その達成に賛助協力する団体とする。

（入会）

第八条 本会の会員を希望する者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

（会費）

第九条 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第十条 会員が退会するときは、退会届けを理事長に提出しなければならない。

- 2 会員が三年以上継続して会費を納入しない場合は退会したものとみなす。

（除名）

第十一条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- 一 この定款に違反したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。  
( 抛出金品の不返還 )

第十二条 本会は、既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第三章 役員

( 種別及び定数 )

第十三条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事長・理事 一名
- 二 副理事長・理事 二名以下
- 三 理事 十五名以内 (理事長・副理事長を除く)
- 四 監事 二名

( 評議員及び顧問 )

第十四条 本会に評議員及び顧問を置くことが出来る。

2 評議員及び顧問は学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事長が理事会の同意を得て、委嘱する。

3 評議員は第三十九条に規定する評議員会を構成する。

( 協力委員 )

第十五条 理事長は、必要に応じ協力委員を委嘱することが出来る。

( 選任 )

第十六条 理事は、総会で正会員及び特別会員から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会で互選する。

3 監事は、総会で選任する。

4 評議員及び顧問は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

( 職務 )

第十七条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 理事長は、副理事長あるいは理事に、理事会の議決に基づき、特定の職務を委嘱することができる。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 本会の資産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

( 任期等 )

第十八条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 解任 )

第十九条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 報酬等 )

第二十条 役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の三分の一以下とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第四章 会議

( 種別 )

第二十一条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会の三種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。



(総会の構成)

第二十二條 総会は、正会員及び賛助会員特別会員をもって構成する。

(総会の権能)

第二十三條 総会は、以下の事項について議決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散及び合併
- 三 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 四 事業報告及び収支決算
- 五 役員を選任又は解任
- 六 会費の額
- 七 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 八 事務局の組織及び運営
- 九 その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第二十四條 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- 二 正会員及び特別会員総数の五分の一以上から会議の目的を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- 三 監事が第十七條第5項第四号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第二十五條 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第一号及び第二号の規定により請求があったときは、その日から六十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも十四日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第二十六條 総会の議長は、その総会に出席した正会員及び特別会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第二十七條 総会は、正会員及び特別会員総数の三分の一以上の出席がなければ開会することはできない。

2 正会員及び特別会員は、ウェブ会議、テレビ会議等でのシステムによって総会に出席することができる。

(総会の議決)

第二十八條 総会における議決事項は、第二十五條第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第二十九條 各正会員及び特別会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員、特別会員を代理人として書面もしくは電磁的方法によって表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員及び特別会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び特別会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第三十條 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること)
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要及び審議の結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人二名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第三十一條 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第三十二条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第三十三条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき
- 二 理事総数の三分の二以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第三十四条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から三十日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも七日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第三十五条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第三十六条 理事会における議決事項は、第三十四条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事はウェブ会議、テレビ会議等でのシステムによって理事会に参加することができる。

(理事会の表決権等)

第三十七条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第三十八条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要及び議決の結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二名以上が記名、押印又は署名しなければならない。

(評議員会)

第三十九条 評議員会は、理事会の諮問に応える。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、本会の運営に関して理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 5 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、理事長が招集し、開催する。

## 第五章 資産

(構成)

第四十条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された資産
- 二 会費
- 三 基金を含む毎年度の財産目録に記載された資産
- 四 寄付金品
- 五 財産から生じる収入
- 六 事業に伴う収入
- 七 その他の収入

(管理)

第四十一条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第六章 会計

(事業年度)

第四十二条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第四十三条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第四十四条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度毎、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第七章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第四十五条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び特別委員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第四十六条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 三 正会員の欠亡
- 四 合併
- 五 破産
- 六 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前号第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び特別会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第四十七条 本会を合併しようとするときは、総会において正会員及び特別会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第八章 公告の方法

(公告の方法)

第四十八条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第九章 事務局

(事務局の設置)

第四十九条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

## 第十章 雑則

(細則)

第五十条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 付則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表の通りとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第十八条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成十三年三月三十一日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成十二年三月三十一日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第四十三条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本会の定款施行時の会費は、第九条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年額 四〇〇〇円

賛助会員 一口年額 四〇〇〇〇円 (三口まで希望による)

7 本会の改定された定款施行時の会費は、第九条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年額 五〇〇〇円

特別会員 年額 三〇〇〇円

賛助会員 (企業・自治体) 一口年額 五〇〇〇〇円 (三口まで希望による)

賛助会員 (NPO法人等市民団体) 一〇〇〇〇円

付則2 別表

監事	監事	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員	運営委員会副代表	運営委員会代表	
柳下 重雄	藤森 正法	山出 康洋	古畑 義正	新澤 紀昭	照井 仁	谷口 尚弘	佐野 廣一	斉藤 由勝	小松 建司	栗田 彰	桂川 雅信	稲場 紀久雄	石井 明男	木村 淳弘	酒井 彰

## 定款改定の要点

1. 名称（第1条）：日本水循環文化研究協会
2. 目的（第3条）：  
我々の共有財である水が社会にもたらす恵沢を増進するため、水循環の健全性の向上・維持、水循環文化の普及啓発、継承を図るとともに、水循環管理に関わるガバナンスの向上に資する活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
3. 特定非営利活動の種類（第4条）
  - 一 社会教育の推進を図る活動
  - 二 まちづくりの推進を図る活動
  - 三 環境の保全を図る活動
  - 四 国際協力の活動
  - 五 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
4. 事業の種類（第5条）
  - 一 水循環の健全化に関する社会教育を推進する事業
  - 二 水循環の健全化に関する調査研究、普及啓発、情報共有を推進する事業
  - 三 水循環文化の普及啓発、継承に資する活動
  - 四 水循環管理の向上に関わる政策提言
  - 五 水インフラに関わる近代化遺産の文化財登録を推進する事業
  - 六 開発途上地域での水と衛生に関わる国際協力事業
  - 七 その他この法人の目的達成のために必要な事業
5. 会員制度（第7条）：別表
6. 意思決定機関及び役員：運営委員会・運営委員→理事会及び理事（第3章「役員」、第4章「会議」）
7. 会議：ウェブ会議、電磁的方法による出席、表決等を認める。（第27、29、36、37条）

### 別表：会員制度

：（会員サービス等）

		総会資料	機関誌	研究講演集	会報	会費	
名誉会員	別途規則、生涯会員、個人正会員を維持することができる		○		○		
正会員	個人 NPO法上の社員	○	○	※	○	5,000	※有料、希望者
特別会員	個人 賛助会員所属の個人、NPO法上の社員	○	○	※	○	3,000	
賛助会員	団体1 議決権無し	○	○	○	○	一口 50,000 (三口まで)	
	団体2	○	○	○	○	10,000	

団体1：地方公共団体、企業等 団体2：NPO法人等市民団体

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍の購入		
年月日	令和4年4月13日～	年月日	金額 6,432 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集、政務調査に必要な知識の習得のための書籍の購入
使途	書籍購入費 (内訳別紙のとおり)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢の情報収集や政務調査を進める上で必要な知識の習得を行い、 議会での質問、施策検討の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-13	23357	A93130020
取扱店	シス・オカゲンチョウナイ	
払込口座	00140-3	63145
払込金額	*6,170	料金 *262

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

入金額 \*10,000  
おつり \*3,568

スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay  
口座直結だから事前チャージ不要!

印紙税申告納付につき趣向  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,432 円	/	6,432 円
		100 %	

2022年04月12日

220412-01

## 納品書

小長井 由雄 様

特定非営利活動法人 原子力資料情報室  
 理事 伴 英  
 〒164-0011  
 東京都中野区中央2-48-4 小倉ビル4階



下記のとおり納品いたしました。

合計金額	¥	6,170
------	---	-------

番号	品名	数量	単価	金額(円)	摘要
1	原発事故！事故が起きて何が変わったか変わらなかったか	1	4,500	4,500	
2	福島第一原発の「汚染水問題」は止まらない	1	500	500	
3	原発再稼働なんて出来ない！溜まり続ける使用済み燃料	1	200	200	
4	地震大国に原発はごめんだ vol.3	1	50	50	
5	増補 原発は地震に耐えられるか	1	800	720	会員価格・賛助
6	送料			200	
	合計			¥ 6,170	

2022年04月12日

220412-01

## 請求書

小長井 由雄 様

特定非営利活動法人 原子力資料情報室  
 理事 伴 英  
 〒164-0011  
 東京都中野区中央2-48-4 小倉ビル4階



下記のとおり御請求申し上げます。

合計金額	¥	6,170
------	---	-------

番号	品名	数量	単価	金額(円)	摘要
1	原発事故！事故が起きて何が変わったか変わらなかったか	1	4,500	4,500	
2	福島第一原発の「汚染水問題」は止まらない	1	500	500	
3	原発再稼働なんて出来ない！溜まり続ける使用済み燃料	1	200	200	
4	地震大国に原発はごめんだ vol.3	1	50	50	
5	増補 原発は地震に耐えられるか	1	800	720	会員価格・賛助
5	送料			200	
	合計			¥ 6,170	

お振込みはお品物の到着後1か月以内に下記の口座宛てにお願い申し上げます。

郵便振替:00140-3-63145 原子力資料情報室

銀行振込:ゆうちょ銀行 ○一九(ぜろいちきゅう)店 (当座)0063145 原子力資料情報室

※2018年5月より一部送料を改訂いたしました。何卒ご了承ください。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請静穏活動・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	山梨県および北杜市視察時のお土産代		
年月日	令和4年4月 18日～	年 月 日	金額 2,810円

目的	県外調査概要書に記載のとおり
使途	手土産代
政務活動・ 県政との 関連性	県外調査概要書に記載のとおり


No 011462

領収証

阿部卓也 様      令和4年4月15日

¥5,621/-

但し  
上記の金額正に領収いたしました



浜松市浜北区染地台6丁目7-11  
TEL 053-586-4567

4/18. 阿部議員と挨拶 5,621 × 1/2 = 2,810円

※ 領収証原本：阿部卓也議員 2022年4月 整理番号 4-15 参照

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,810円	100%	2,810円



県外調査概要書

令和4年 4月 18日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・  
小長井 由雄

目的	本県と山梨県との医療健康産業政策の連携状況及び山梨県北杜市における登山道整備事業の実態についての調査
年月日	令和4年4月18日
場所	山梨県メディカル・デバイス・コリドー推進センターおよび北杜市
内容	<p>1 行程 自宅～第2東名～中部横断道路～甲府市～北杜市 北杜市～自宅 (自家用車使用)</p> <p>2 対応者 山梨県 成長産業推進課課長補佐 長野まゆみ氏 他7名 北杜市 産業観光部 観光課課長 田丸敬一氏 他3名</p> <p>3 聴取内容 静岡県との医療健康産業の連携状況・課題等 北杜市における登山道整備事業の方式等</p> <p>4 県政への反映 本県と山梨県における医療健康産業の連携の強化により、両県の産業発展に寄与するような政策提言等を行うため。  登山道の整備方式について、北杜市の新しい取り組みの本県における応用についての調査</p>

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。



理事長 手塚 伸

〒400-0055  
山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3F  
TEL: 055-243-1888 (代表) FAX: 055-243-1890・055-243-1885  
FAX: 055-243-1890・055-243-1885  
<http://www.yiso.or.jp>



課長  
田丸 敬一  
たまる けいいち


〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1  
tel: 0551-42-1351 fax: 0551-42-5216  
e-mail: tamaru-kei@city.hokuto.lg.jp

公益財団法人 やまなし産業支援機構

新産業創造部 部長  
(新事業創造課 課長事務取扱)

〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3F  
TEL: 055-243-1888 (代表) FAX: 055-243-1890・055-243-1885  
<http://www.yiso.or.jp>

富士・東部ゲアライドオフィス  
〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田6-16-2 (山梨県産業技術センター富士技術支援センター管理棟2F)  
TEL: 0555-72-8925 FAX: 0555-72-8926





山梨県産業労働部  
成長産業推進課  
新分野進出担当

主任  
志波 優美

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
TEL 055-223-1565  
FAX 055-223-1569  
shiba-uw@pref.yamanashi.lg.jp

【三つ峠より】 県庁内の使用済みコピー用紙を100%使用した再生名刺です。

山梨県産業労働部  
成長産業推進課  
新分野進出担当

課長補佐  
長野 まゆみ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
TEL 055-223-1565  
FAX 055-223-1569  
nagano-ytb@pref.yamanashi.lg.jp

【三つ峠より】 県庁内の使用済みコピー用紙を100%使用した再生名刺です。




浅川 和喜  
kazuki asakawa

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1  
tel: 0551-42-1351 fax: 0551-42-5216  
e-mail: asakawa-kzk@city.hokuto.lg.jp



メディカル・デバイス・コリドー推進センター  
(運営受託者) 日本コンベンションサービス株式会社

コーディネーター  
看護師・保健師



公益財団法人 やまなし産業支援機構  
<http://www.yiso.or.jp>  
〒400-0055  
山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3F  
TEL: 055-243-1888 FAX: 055-243-1890・055-243-1885



副主席  
長坂 恵一 Nagasaka Keiichi

産業観光部 観光課

北杜市役所  
〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1  
tel/0551-42-1351 fax/0551-42-5216  
mail/nagasaka-kei@city.hokuto.lg.jp



世界に誇る  
「水の山」

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井 由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代		
年月日	令和 4 年 4 月 20 日～	年 月 日	金額 31,641 円

目的	政務活動に使用する自動車のリース
使途	( 4 月分) リース代
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  リース代 (79,310 円) から自動車重量税、車両保険等対象外経費を除いた 63,283 円の 1/2 相当額を政務活動費から充当する。  別紙のとおり	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	63,283 円	1/2 %	31,641 円

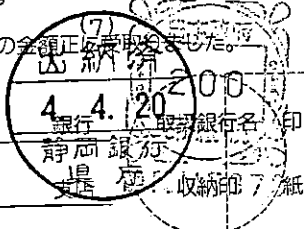
# 振込金(兼手数料)受取書

依頼日	2022年4月20日			
金額	¥	7	9	860
先方銀行	千葉興業銀行			
支店	幕張テクノガーデン支店			
受取人	株式会社日産フィナンシャルサービス			
ご依頼人	コナカイ ヨシオ			

手数料 **¥880**

契約番号

上記の金額正しく受取しました。



キリトリ線

令和 4年 4月 10日

## リース料振込みのお願い

弊社カーリースをご利用頂き有難うございます。  
 早速ですが、ご利用頂いております下記商品の約定お支払額が引落し出来ませんでした。  
 つきましては、至急左の振込依頼書を切り離し、弊社宛最寄りの金融機関からご送金下さい。  
 なお、本書面でのご案内は当月分のみ振込みのご案内ですので、前月以前のお支払分に遅延がある場合は、表面記載の連絡先にお問合わせください。  
 本状と行き違いにご送金済みの場合は、何とぞご容赦下さい。

商品名	ニッサンカーリース		
お支払金額	79,860円		
お支払金額内訳	4月		
約定お支払額	79,310円	円	円
( )	0円	円	円
( )	0円	円	円
損害金	0円	円	円
再請求手数料	550円	(除外) 円	円
費用/不足金	0円	円	円



# 自動車リース契約書

契約No. D019D5057

2019年5月8日

借受人(甲)

住所・氏名・職業  
生年月日・電話番号

静岡県葵区日向305  
小長井由雄

生年月日 西暦 1953年10月21日  
電話 054-291-2019

連帯保証人

住所・氏名・職業  
生年月日・電話番号

生年月日 西暦 年 月 日  
電話 年 月 日

連帯保証人

住所・氏名・職業  
生年月日・電話番号

生年月日 西暦 年 月 日  
電話 年 月 日

甲と乙および連帯保証人は次の自動車リースについて、下記条件ならびに裏面記載の契約条項の通り契約します。  
この契約を証するため本書2通を作成し、甲と乙は記名捺印のうえ、各1通を保有します。

貸渡人(乙)

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1  
株式会社日産フィナンシャルサービス  
代表取締役 内村 直友



「リース契約のご案内」の  
交付を受け契約します。

実印

「リース契約のご案内」の  
交付を受け契約します。

実印

「リース契約のご案内」の  
交付を受け契約します。

リース料総額 3,727,664円  
滞り外電費等 Δ15,000  
メンテナンス料 Δ35,336  
任意保険 Δ385,950 (総額 538,610円  
滞り料等 152,910円)  
滞り額 2,982,378円 ÷ 48ヶ月 = 62,132円/月

【個人情報の取扱に関するご注意】  
●甲並びに連帯保証人が契約された事実に関する情報は、与信判断及び借後の管理のため、リース会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と連携する個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。  
●詳細内容は、本紙下記約款条項記載の「個人情報の取扱に関する同意条項」でご確認ください。

借受人 貸渡人 連帯保証人 連帯保証人

実印

実印

実印

## 個人情報の取扱に関する同意条項

第1条(個人情報の収集、保有、利用、提供) 甲及び連帯保証人は、本契約を含む乙との取引の円滑化及び借後の管理のため、以下の情報(以下これを総称して「個人情報」という)を乙が保証価値を算定した上で収集、利用することに同意します。

- ①申込時(カーリース申込書(約)信用情報の登録と利用の同意(以下「審査申込書」という)による審査申込書を含む、以下同じ)及び届届出時に甲及び連帯保証人が記載又は通知した、甲及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下「電話番号」という)、電子メールアドレス、勤務先に関する情報、家族構成、住居状況等の属性情報。
  - ②本契約に関する申込日、契約日、契約番号、商品名、契約内容等の取引情報及びリース自動車に関する情報。
  - ③本契約に関する未返却リース料、未払リース料、支払回数、月々の支払状況等の支払に関する情報。
  - ④本契約に関する甲及び連帯保証人の支払能力を評価するため、又は支払途上における支払能力を評価するため、甲及び連帯保証人が申告した甲及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、乙が収集したクレジット等の利用履歴及び過去の債務の返済状況等の情報。
  - ⑤申込時及び届届出時に甲が記載した支払口座に関する情報。
  - ⑥乙が甲及び連帯保証人の本人確認のために収集した住所等から得た情報。
  - ⑦乙が生業等の公衆もしくは官報等の取得、又は調査により収集した甲及び連帯保証人の情報。
- (2)本契約書に代行人の記名がある場合、甲及び連帯保証人は、代行人が本契約に関する契約事項の承認及び借後の管理のため、審査申込書及び本契約書に記載された前項第1号及び第2号の個人情報を保証価値を算定した上で収集、利用すると、並びに乙が当該個人情報を保証価値を算定した上で代行人に提供することに同意します。
- (3)甲及び連帯保証人は、乙が乙の事務(コンピュータ事務、代金決済事務、本契約書記載のメンテナンス及びサービスの提供、顧客管理、顧客からの問合せ対応、債権管理、債権回収業務等の一切の事務)を第三者に業務委託する場合に、乙が個人情報の保護措置を講じた上で、本条第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。
- (4)甲は、乙が自動車保険契約を締結する場合、前項第9の引受先に対して、本条第1項第1号及び第2号の個人情報を保険契約締結及び保険金請求手続等に必要範囲内で提供することに同意します。

第2条(個人情報の利用) 甲及び連帯保証人は、乙が前条の目的以外に、次の各号の目的のために前条第1項第1号及び第2号の個人情報を利用することに同意します。

- ①クレジット、リース、クレジットカード、保険、ローン、その他乙が取扱う商品、サービス等又は各種イベント、キャンペーン等の開催(以下総称して「乙の商品等」という)について、宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。
- ②乙の商品等に関する市場調査、商品の企画・開発を行うこと。
- ③乙の商品等の企画・開発又はお客様満足度向上策等を検討するためのアンケート調査を行うこと。
- ④乙が提供する企業等から委託を受けて、当該企業等の商品、サービス等についての宣伝印刷物を送付すること。

第3条(個人信用情報機関への登録、利用) 甲及び連帯保証人は、乙が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする)及び当該機関と連携する個人信用情報機関に照会し、甲及び連帯保証人の個人情報(登録されている場合には、甲及び連帯保証人の支払能力の調査の目的に限る)当該個人情報を提供することに同意します。

(2)甲及び連帯保証人は、甲及び連帯保証人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、乙の加盟する個人信用情報機関に本条第3項の通り登録され、乙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と連携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証人の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3)乙が加盟する個人信用情報機関は、下記の通りです。また、本契約期間中に乙が新たに個人信用情報機関に加盟し、個人情報の登録・利用を行う場合は、別途書面により通知し、甲及び連帯保証人の同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
電話番号:0120-810-414  
ホームページアドレス: <http://www.cic.co.jp>

登録情報:氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量、回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、買取残高、年間請求予定額、支払日、完済日、滞り等支払い状況に関する情報

- 登録期間:①本契約に係る申込をした事実:乙がCICに照会した日より6ヶ月間  
②本契約に係る客観的な取引事実:契約期間中及び契約終了後5年以内  
③債務の支払を滞らせた事実:契約期間中及び契約終了日から5年間
- (4)乙が加盟する個人信用情報機関が提供する個人信用情報は、下記の通りです。
- ①全国銀行個人信用情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
電話番号:03-3214-5020  
ホームページアドレス: <http://www.zengin.co.jp/pic/index.html>
  - ②株式会社日本信用情報機構(JICC)  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1  
電話番号:0370-055-955  
ホームページアドレス: <http://www.jicc.co.jp>
- (5)各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細については、各機関のホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の提供、利用) 甲及び連帯保証人は、乙が個人情報の保護措置を講じた上で、乙が個人情報の提供に関する契約を締結した次の各号の会社(以下「提供先」という)に対して、当該各号に定める目的のために、本同意条項第1条第1項第1号及び第2号により収集した個人情報並びに本契約に関する未返却リース料、支払残高等の情報を提供し、当該提供先がこれを利用することに同意します。

- ①日産自動車株式会社(以下「日産」という)  
〒220-8686 横浜市西区高島1-1-1  
イ、商品、サービス等についての情報を提供する等、日産の集客に関する案内を行うこと。  
ロ、商品の企画・開発又はお客様満足度向上策等の検討のため、自動車リースを利用した動機等について、アンケート調査を実施すること。
- ②代行人(本契約書に代行人の記名がある場合に限り)イ、自動車、保険、携帯電話、その他代行人において取扱う商品、サービス等、又は各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。  
ロ、商品開発又はお客様満足度向上策等を検討するため、アンケート調査を実施すること。
- ③株式会社日産カーレンタルソリューション  
〒220-8686 横浜市西区高島1-1-1  
イ、レンタカー、その他株式会社日産カーレンタルソリューションにおいて取扱う商品、サービス等、又は各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。  
ロ、商品開発又はお客様満足度向上策等を検討すること。また、当該検討のため、アンケート調査を実施すること。

(2)前項に定める個人情報の提供、利用期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から10年間とします。

第5条(法令等に基づく個人情報の提供) 甲及び連帯保証人は、本同意条項第4条に定めるほか、乙が各都道府県の規定により提出を求められた場合は又はそれに準ずる公共の利益のため必要があると乙が判断した場合に、本同意条項第1条第1項により収集した個人情報を公的機関等に提供することに同意します。

(以下裏面へ続)

2019年消費税率改正に伴う10月分以降のお支払予定額一覧

0J2722-001

※2019年6月末日現在

No.	契約番号	登録番号 車台番号	車名	リース開始日 リース終了日	契約 月数	貸手 会計判定	2019年10月以降 月額リース料				前 払
							残月数	リース料	消費税	リース料(税込)	
1			トヨタ 1200H CVT e- POWER MEDALIST	2019/05/08 2023/05/07	48	オペレーティング	43	72,100	7,210 旧) 5,768	10% 8%	79,310
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											

消費税8%→10%変更に伴い見直し

1. 2019年10月以降支払額

税込  $79,310^A \times 43^A = 3,410,330^A$

2. 対象外経費(消費税以外)を計算

$755,286^B \div 1.08 \times \frac{43^B}{48} \times 1.10 = 689,140^B$

3.  $A - B = 2,721,190^C \div 43^C = 63,283^C$

4. 改定後支払額  $63,283^D \times \frac{1}{2} = 31,641^D$

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍の購入		
年月日	令和4年 4月25日 ~ 年 月 日	金額	1,430 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集、政務調査に必要な知識の習得のための書籍の購入
使途	書籍購入費 (内訳別紙のとおり)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢の情報収集や政務調査を進める上で必要な知識の習得を行い、 議会での質問、施策検討の参考にする。
<領収書貼付枠>  別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,430 円	100 %	1,430 円



注文番号503-9940341-1907025の領収書  
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年4月28日  
注文日: 2022年4月24日  
Amazon.co.jp 注文番号: 503-9940341-1907025  
ご請求額: ¥ 1,430

\_\_\_\_\_様

2022年4月25日に発送済み

注文商品	価格
1点 東電刑事裁判 福島原発事故の責任を誰がとるのか, 海渡 雄一 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 1,430
コンディション: 新品	

お届け先住所:  
小長井 由雄  
421-1403  
静岡県 静岡市葵区日向  
305

配送方法:  
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

\_\_\_\_\_ 一括払い

商品の小計:	¥ 1,430
配送料・手数料:	¥ 0
注文合計:	¥ 1,430
ご請求額:	¥ 1,430

請求先住所:  
小長井 由雄  
421-1403  
静岡県 静岡市葵区日向  
305

クレジットカードへの請求 \_\_\_\_\_ 2022年4月25日: ¥ 1,430

注文の状況を確認するには、[注文内容](#)をご覧ください。

支払者: 小長井由雄



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報報酬・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞代 (静岡新聞・中日新聞)		
年月日	令和4年4月26日 ~ 年 月 日	金額	6,600 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集等
使途	新聞代 (4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢に関する情報収集をすることにより、議会での質問、 施策検討の参考にする。

《領収書貼付枠》

≡		年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額
1	04-04-21	BF			
2	04-04-21	AF			
3	04-04-25	BF			
4	04-04-26	BF		*3,300	江崎新聞店
5	04-04-26	BF		*3,300	江崎新聞店
6	04-04-26	BA			
7	04-04-28	BF			
8	04-04-28	FF			
9	04-04-28	FF			
10					
11					
12					

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,600 円	100 %	6,600 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等謝費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞代 (赤旗)		
年月日	令和4年4月 26日 ~ 年 月 日	金額	3,497 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集等
使途	新聞代 (4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢に関する情報収集をすることにより、議会での質問、 施策検討の参考にする。

《領収書貼付枠》

小長井 由雄 様

新聞・雑誌名  
日刊「しんぶん赤旗」

部数 1 金額 3,497

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

領収書

3,497 円

2022 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。  
「しんぶん赤旗」静岡出張所  
静岡市新富町2丁目14-1  
電話 054-253-0547

領収日 4/26 級者

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,497 円	/	3,497 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (4月分)		
年月日	令和4年 4月 28日 ~ 年 月 日	金額	996 円

目的	政務活動に使用するインターネットの接続料
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別紙参照

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額
1 04-04-21	BF		
2 04-04-21	AF		
3 04-04-25	BF		
4 04-04-26	BF		
5 04-04-26	BF		
6 04-04-26	BA		
7 04-04-28	BF	*6,393	日専連静岡
8 04-04-28	FF		
9 04-04-28	FF		
10			
11			
12			

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a) 1,993 円	案分率(b) 1 / 2 %	政務活動費支出額(a×b) 996 円
---------------------	---------------------	----------------------	------------------------

421-1403  
静岡市葵区日向305

# ご利用明細書(兼ご請求書)

日専連JCBカード  
作成日 2022年 4月 7日

小長井 由雄 様



00 14AC1111002420#  
1002420(001/001)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「ご利用明細書(兼ご請求書)」をお送りいたします。お手もとの、お客様控え等とご照会ください。なお、合計額を下記の通りご請求させていただきますのでよろしくご願ひ申し上げます。  
ご入金の手続きは上記の作成日となっております。行き違いにお支払済みの場合はご容赦ください。



株式会社 日専連 静岡  
静岡市 葵区 呉服町 2-7-26

登録番号 静岡県知事(4)第02409号

お問合せ対応窓口 TEL 054-252-7188

(キャッシングご利用に関する事項) 指定紛争解決機関は以下。  
名称-日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
〒108-007 東京都港区高輪3-19-5  
電話 03-5739-3861

ご契約年月日	1997年 3月27日
お問合せ番号	
お支払い日	2022年 4月 28日
当月ご請求金額 (分割支払金・弁済金)	6,393円

●お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願ひいたします。

金融機関名	
支店名	
預金種目・口座番号	
口座名義	コナカマイ ヨシオ

ご利用可能枠 (内キャッシング)	
---------------------	--

●「ご利用可能枠」は当カードのご利用代金合計額の上限です。

年 月	金額(円)	年 月	金額(円)
22 5	0	22 9	0
22 6	0	22 10	0
22 7	0	22 11	0
22 8	0	合計	0

	今月分(円)	未請求分(円)
元金	0	0
利息	0	0
合計	0	0
翌月お支払い予定金額	0	

次回返済期日	****年 **月 **日
最終返済年月・回数	****年 **月 **回
リボ次回以降返済予定総額	0円

●融資の早期返済による利息返済の計算方法は、残債方式となります。

ご利用年月日	ご利用店名	お支払方法 (支払回数)	残 高	ご利用額(円)	手数料(円)	当月ご請求額※ (円)	未請求額(円)	残 回数
	※※※新規ご利用分※※※							
22 2/28	So-net	1回払	0	1320	0	1320	0	0
22 2/28	So-net	1回払	0	165	0	165	0	0
22 2/28	ヤフージャパン	1回払	0	508	0	508	0	0
	(印計)			1993				

当該頁及びご利用明細の頁で、※付の項目は、ショッピング：分割払いの場合には「分割支払金」、ショッピング：リボルビング払いの場合には「弁済金」に読み替えるものとします。  
また、「ご利用額」については「現金価格」に読み替えるものとします。  
【支払停止の抗弁に関する事項】翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを止めることができます場合があります。  
【キャッシング遅延損害金】実質年率20.00%

ポイントシールを点線に沿って切り取り、引換用台紙のシール貼付箇所に貼り、日専連窓口にご持参ください。

ポイントシール  
22年 3月分  
\*\*\*\*\*6ポイン  
有効期限 23年 3月

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 4/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	1,594.0 km
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	1,594	18 円 × 1,594 km / km	28,692 円

○ ※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 小長井由雄

《領収書貼付枠》
----------

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	28,692 円	100 %	28,692 円

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
4月(金)	工ルキ一政第127n7	自宅～県庁	52.0
3	大川 水祭祭視察	自宅～橋尾 獅子深等	26.0
4	水祭振興127n7	自宅～県庁	52.0
5	水産行政127n7	"	"
6	農林行政127n7	自宅～県庁	52.0
7	教育行政127n7	"	"
8	山間地教育127n7	"	"
10	江川邸. 10/17及夕視察(有休) 202.0	自宅～伊豆A国庫	202.0
11	文化振興127n7	自宅～県庁	52.0
12	江川酒の贈呈(知事入)意見交換	自宅～県庁	52.0
13	会派勉強会	"	"
14	山梨県医師会連合会127n7	"	"
15	<del>県庁大会視察</del> 環境行政127n7	<del>自宅～県庁</del>	52.10
16	空手大会視察	自宅～北部体育館	54.0
17	鮎釣会 意見交換	自宅～西部生涯学習センター	48.0
18	甲府市. 北杜市視察	自宅～甲府市～北杜市	284.0
19	清水市50バウリン協会 意見交換	自宅～清水区	76.0
20	水産行政127n7	自宅～県庁	52.0
21	大学講座127n7	"	"
24	地域民生委員3人会 意見交換	自宅～清水公民館	20.0 <del>46.0</del>
25	原案(地図)127n7	自宅～県庁	52.0
26	森林行政127n7	"	"
27	新聞町内専登127n7	"	"
28	土木行政127n7	"	"

合 計

1594.0km